

五條市空き家情報バンク設置要綱

令和4年3月31日
告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、五條市における空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物をいう。ただし、賃貸及び分譲等の営利を目的とする建物（一戸建てを除く。）を除く。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。ただし、仲介等を目的とした業務を行う者を除く。

(3) 利用希望者 空き家情報バンクの情報を受け、空き家の利用を希望する者をいう。

(4) 協力事業者 社団法人奈良県宅地建物取引業協会または社団法人全日本不動産協会奈良県本部の会員のうち、県内に事務所を有し、市と空き家情報バンクに関する協定を締結した者をいう。

(5) 空き家情報バンク 所有者等が売買又は賃貸借を行う意思のある空き家に関し、専用ホームページ等で利用希望者に対し紹介する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 五條市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家情報バンクを利用することが出来ない。

(協定書の締結)

第4条 市長は、空き家情報バンクの実施に当たり、協力事業者に対し、空き家情報バンクによる空き家の仲介に関する事項の協定書を締結するものとする。

(空き家の登録の申込み等)

- 第5条 空き家情報バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を受けようとする所有者等は、五條市空き家情報バンク物件登録申込書（様式第1号）に調査同意書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定の登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、五條市空き家情報バンク登録台帳に登録しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、五條市空き家情報バンク登録完了通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

(利用者登録の申込等)

- 第6条 前条第2項の規定により物件登録を受けた空き家（以下「登録物件」という。）の利用を希望する者として空き家情報バンクへの登録（以下「利用者登録」という。）を受けようとする者は、五條市空き家情報バンク利用者登録申込書（様式第4号）に誓約書兼調査同意書（様式第5号）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する利用者登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、利用者登録を行い、五條市空き家情報バンク利用者登録完了通知書（様式第6号）により当該申込者に通知するものとする。
 - (1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯することを確約できる者
 - (2) 登録物件に係る契約後に空き家の取り壊し、景観を損ねるような大幅な改修等を行わないことが確約できる者
 - 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する利用者登録の申込みをした者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を行わないものとする。
 - (1) 暴力団員と認められる者
 - (2) その他市長が空き家情報バンクの利用者として適当でないとき。

(登録の有効期間)

- 第7条 物件登録又は利用者登録の有効期間は、それぞれ3年とする。ただし、再登録を妨げない。
- 2 第5条及び前条の規定は、前項ただし書の再登録について準用する。

(登録事項の変更の届出)

- 第8条 第5条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、申込事項に変更があったときは、五條市空き家情報バンク物件登録事項変更届出書（様式第7号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第6条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、申込事項に変更があったときは、五條市空き家情報バンク利用者登録事項変更届出書（様式第8号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第9条 物件登録者は、物件登録を抹消しようとするとき、又は登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったときは、五條市空き家情報バンク物件登録抹消届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件登録を抹消し、五條市空き家情報バンク物件登録抹消通知書（様式第10号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- （1）登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （2）申込内容に虚偽があったとき。
- （3）前項の規定による届出があったとき。
- （4）物件登録の有効期間を経過したとき。
- （5）その他市長が適当でないと認めたとき。

- 3 利用登録者は、利用者登録を抹消しようとするときは、五條市空き家情報バンク利用者登録抹消届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、利用者登録が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクへの利用者登録を抹消し、五條市空き家情報バンク利用者登録抹消通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- （1）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （2）申込内容に虚偽があったとき。
- （3）前項の規定による届出があったとき。
- （4）利用者登録の有効期間を経過したとき。
- （5）その他市長が適当でないと認めたとき。

（情報提供）

第10条 市長は、空き家情報バンク登録台帳に登録された情報を公開し、利用希望者に提供するものとする。

（媒介行為等）

第11条 市長は、空き家に関する交渉及び売買契約並びに賃貸借契約等及びこれに付随して生じたトラブル等については一切これに関与しない。

（事務の委託）

第12条 市長は、空き家情報バンク運営に係る事務の全部又は一部の処理を市長が適当と認める者に委託することができる。

(個人情報の保護)

第13条 空き家情報バンクに登録された個人情報の取り扱いについては、五條市個人情報保護条例(平成15年条例第21号)に定めるところによる。

2 所有者等、利用希望者(及び協力事業者)は、空き家情報バンクにおける個人情報の取り扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取り消しされた後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくはは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。